

2024 年度活動報告

(2024 年 4 月～2025 年 3 月)

2024 年 4 月～2025 年 3 月の活動について報告する。

2024 年度活動報告

I. 概要

2024 年度は、先行しているヤングケアラー支援はもとより、全世代のケアラー支援の法制化、条例化、政策化を進めることに力を入れて活動してきた。事務局は、前年度同様、個人、行政、関係各方面からの問い合わせ、イラスト提供依頼、講師依頼、事業協力依頼等も多く対応に追われた。

2024 年 6 月 5 日には、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、法的に、ヤングケアラー・若者ケアラーが国・地方公共団体の支援対象として位置付けられた。しかしながら、対象が子ども・若者に限られること、定義にケアを「過度に」行なっているというケアの程度に関する文言が盛り込まれたため、連盟は改正についての声明を公表し、総合的なケアラー支援推進基本法（仮称）の制定を訴えた。

自治体では、京都市、藤沢市で、ケアの価値、ケアラーとケアの必要な人の両者の支援を明記したケアラー支援条例が制定された。

以下、主な事業の実施と組織運営について報告する。

調査研究事業としては、民間のワーキングケアラー調査にアドバイザーとして参加し、報告書作成に協力した。

政策・提言活動は全世代型ケアラー支援体制および支援法の実現にむけた国会議員等へのロビー活動をおこなった。また、昨年度に引き続き、ケアラー支援法の実現を見据えたロビイング学習会を通じて、ケアラー支援全般に係る「政策提言（案）」を取りまとめ、パンフレット化すべく作業を進めている。

施策・事業化に向けた取り組みとしては、引き続き「ヤングケアラー研修インストラクター養成」を目的とした研修を実施し、人材養成に努めている。また、2023 年度に作成した「汎用版ケアラー手帳」を提供している。しかしながら、基礎自治体や地域におけるケアラー支援実践のためのより具体的なツールや施策、体制、事業化に向けた提案・提供は実現できていない。

ヤングケアラー支援については、国はこども家庭庁を中心に施策を進めている。ヤングケアラープロジェクトとしては、ヤングケアラー支援への取組が国、各自治体の努力義務とされたことを踏まえ、スピーカーの育成や紹介・コーディネート、若者ケアラーの支援施策の検討、学習プログラム・ツールの普及を行うことを軸にしながら、国・地方自治体の施策の対象となるヤングケアラーの範囲が狭められることがないよう、支援施策を発展させることを促進する活動に取り組んだ。

啓発・情報提供事業としては、ニュースの発行、ホームページの改定、Facebook の定期的な発信・定着が順調に進められている。

国内の多様な団体との横断的ネットワークでは、京都市での条例制定に取り組んだネットワークの活動が注目された。

組織運営については予定通りであり、特に事務局体制については、事務局複数体制と専門スタッフ（ICT 環境、情報発信、会計）に業務を分担し、安定的に維持できている。財政運営については、個人、企業からの寄付により改善してきたが、今年度は、残念ながら大口寄付を受けることができていない。

なお、ケアラー支援をめぐる状況としては、予断を許さない。総体としては、ケアラー及びケアラー支援についての社会の認識はいまだ弱い。そのような中、福祉・介護系人材の不足が顕著で、介護保険サービス縮減（訪問介護事業の介護報酬切下げ）により、ますますケア負担をケアラー（家族等）と地域に押し戻す政策展開となってきた。訪問介護事業所が倒産したり、地域から撤退し、介護資源不在となる自治体も出てきており、不安が広がっている。連盟としても、ケアラー支援は、ケアの必要な人、その他の家族への支援と一体的に行う必要があることをあらためて明確にする必要がある。

Ⅱ．事業

事業一 1．介護している人介護者を気遣う人に関する調査研究

「ワーキングケアラーの調査」は、バイエル社が行う調査（企業で働くケアラーの WEB アンケート調査：300 名対象&インタビュー：5 名）に、アドバイザースタッフとして理事 3 名が参加し、報告書を作成し公表した。

多様なケアラーの実態及び支援ニーズの把握については、体制が取れず進行していない。

事業一 2．ケアラー支援のための立法提言を含む政策立案・提言活動

1) ケアラー支援法制化・ロビー活動の推進

6 月 5 日に可決成立した改正「子ども・若者育成支援推進法」に、ヤングケアラー・若者ケアラーの支援が明文化された。国によるヤングケアラー支援施策の展開、自治体によるケアラー（ヤングケアラー含め）支援条例化が拡がりをみせる中、全世代型ケアラー支援体制およびの支援法の実現にむけた国会議員へのロビー活動を実施した。

（1）国会質疑への要請

4 月 2 日の衆議院本会議にて、2024 年 3 月 14 日（木）に議連役員会に行った要請を受けて、田中秀之議員が、「子ども・若者育成支援推進法を改正する法案」の中で、法的にヤングケアラー・若者ケアラーの定義が記されたが、「過度な」という表現によ

り自治体の支援の幅や対象が狭められることのないよう国会質疑を行った。加藤鮎子大臣より「過度に」とは一律に範囲が定まるものではなく、一人一人の子ども、若者の状況や受け止め等も踏まえながら、勉強や遊び等の時間が奪われ、負担になっている重い状態にあるかどうか、子どもの最善の利益の観点から、個別に判断していくべきものであり、丁寧に周知を図り、運用に万全を期していく、との回答があった。

（２）記者会見の実施

６月１０日（月）「ヤングケアラー支援の明文化」についての記者会見を厚生労働省会見室にて開催した。ヤングケアラー支援についての法的根拠ができ、１８歳以上（おおむね３０歳代）の若者にも切れ目なく支援を続けること、自治体等の取り組みをさらに進めることが明確に示されたことについて、その意義と今後の課題と期待について述べ、ケアラーを社会的に認知し、包括的なケアラー支援制度の拡充について見解を表明した。ヤングケアラー支援にご尽力いただいた衆議院議員 田村憲久氏（自民党ケアラー議連会長）、参議院議員 伊藤孝江氏（公明党）が参加され、「ヤングケアラー支援」の今後に期待するものについてお話いただいた。記者会見については、各テレビ局、新聞において広く報道された。

（３）自民党ケアラー議連の開催

６月１８日（木）第１０回自民党ケアラー議連総会が開催され、ワーキングケアラーをテーマに議論した。「ワーキングケアラーの課題」について川内潤氏（NPO 法人となりの介護代表）、「介護離職防止に向けた企業の取り組み報告」北迫泰行氏（大成建設株式会社 人材いきいき推進室長）、経済産業省と厚生労働省の取り組み報告、「ワーキングケアラー調査からみえたもの・提言」山口麻衣（日本ケアラー連盟理事、ルーテル学院大学教授）が発表・報告した。ワーキングケアラーが直面する困難や支援の必要性、支援についての提言、ケアラーを社会的に認知し、包括的なケアラー支援制度の拡充について要請した。

基本的には国会開催中にケアラー議連の開催をめざし、都度テーマを掲げながら国への要請行動も合わせて行っている。議連の執行部の応援をいただけていることでロビイングが成立している。近年のケアラー支援の条例化の拡がりも相まって、ひとつひとつの働きかけの積み重ねが、施策や法制化の実現の可能性を拓けてきている。

２）ケアラー支援条例化

２０２５年４月末現在、３３自治体でケアラー支援に関する条例が公布されている。

２０２４年度には、京都市（１１月、首長提案、政令市で２番目）、神奈川県藤沢市（１２月、議員提案）、秋田県（２０２５年３月、議員提案、都道府県で８番目）で制定・公布された。

京都市、藤沢市の条例は二つの大きな特徴がある。１つは、「ケアは社会の存立の基礎的な条件」、「ケアは人と人との関係をつなぐ大切な行為」とであるとケアの社会における価値を明記し、かつケアを必要とする人・ケアラー双方の尊重を謳ったことであ

る。2つはそのプロセスである。京都市では、ケアラー当事者・支援者の団体と議会が「タッグ」を組み、藤沢市では、政策検討会議方式により制定したが、第19回日本マニフェスト大賞・議会改革部門で「優秀賞」を受賞した。

秋田県の条例も、ケアラーを含め家族全体の尊厳と権利を明記している。なお、秋田県の条例は、2024年4月「子ども・若者育成支援推進法」改正を受けたためと考えられるが、ケアラーを「(略)その他の必要な援助を過度に行なっていると認められる者をいう」と定義し、ヤングケアラーを「ケアラーのうち、子ども及び若者をいう」と定めた。ケアの程度を定義に盛り込んだ条例は初めてである。また、条例は、県議会の責務を明記している。

3) 政策パンフレットの普及

2019年度に改定した政策提言パンフレットについては、複数の自治体で条例化が実現したことなどから、2021年7月に補足資料を作成し、3自治体の条例やヤングケアラー支援をめぐる国の施策動向などについて収録するなど、パンフレットの実用化と豊富化を行ってきた。

全国の自治体に啓発用として配布し、自治体や自治体議員、NPOや市民団体、メディアなどに活用されている。条例化が進捗している現在、条例化のための資料という面と、支援施策メニューの具体的な提案など、新たなニーズが出てきていると思われる。

このため、ロビイング学習会を通じてケアラー支援全般に係る「政策提言」を取りまとめ、パンフレット化すべく作業に着手している。

4) 推進体制の整備

(特別) ワークショップの開催

今年度も、中長期的なケアラー支援法の実現も見据え、昨年に引き続きロビー活動プロジェクトチームを結成し、アドバイザーを迎えた学習会とZOOMによるワークショップを2回実施した。

「政策パッケージの検討会（オンライン）」（前年度末）

“ケアラー支援政策づくりのための支援アイデアシート”を活用し、さまざまな立場のケアラーの抱える生活課題について、オンラインによるKJ法を用い、課題の抽出を図った。

第3回 ロビー学習会 11月30日（日）

ケアラー支援（家族支援）に言及している個別法や個別施策の中で、それぞれの中にみえるケアラー支援の考え方や施策の現況の整理がなされた。同時に、支援施策メニューの素材となるアンケートの結果を一覧に取りまとめた。

個別法や個別施策を積み上げる方式では、新たな隙間を生み、関係施策間の認識も統一されないことから、あらためて基本法の必要性についての議論がされた。また、

今後のケアラー支援法実現のためのロビー活動について、連盟としての方向性についてアドバイスがあり、運動への気運が高まった。

第4回 ロビー学習会 1月12日（日）

「ケアラー支援に係る政策策要望書（案）」を提示し、1. 基本的政策 2. 総合戦略の策定などとともに、具体的なケアラー支援施策の内容について、支援メニュー案を取りまとめた。メニュー項目を精査し、インパクトのある政策提言パンフレットにすべく、意見交換がされた。

あらたな推進メンバーとしてロビイングスタッフが加わり、ロビー活動やその体制整備に中心的に関わっていただけることとなった。

事業—3. ケアラー支援実践の施策・事業化に向けた取り組み

1) ケアラー支援ツールの再構築

先駆的な自治体での条例化が実現し、自治体条例化の取り組みは、具体的な実践段階に入っている。このため、政策パンフレットに条例化と国のヤングケアラー施策に係る補足資料を作成し、この間情報提供に務めてきた。現在、自治体や現場での取り組みが具体的に求められる実践段階となっているため、支援施策のメニューを盛り込んだ政策提言パンフレットを作成中である。

ヤングケアラー支援については、2024年6月に、子ども若者育成支援推進法にヤングケアラー（子ども若者ケアラー）支援が位置付けられ、自治体の努力義務となった。しかし、自治体での取り組み状況は全体としては緒に就いたばかりで、ヤングケアラーに関する基本的な知識や情報の習得や研修、支援人材の育成に係るニーズがある。実施段階に応じた活用しやすいケアラー支援ツールが求められている。

このため、2021年に作成した研修用DVD（自治体職員向け、専門職向け、地域向け）を改訂し、新版の研修用DVD（自治体職員・専門職向け、地域向け）を発行した。

同時に、「研修インストラクター養成」を目的とした、e-ラーニングとしてオンライン講座を継続実施し、オンデマンド配信と集合研修を組み合わせ、各自治体・地域レベルでの研修インストラクターができる人材を増やすことを目的としている。

法改正が6月であったため、研修用教材の編集にも一定の時間がかかり、24年度のスタートが年末となったため、実施期間を2024年度から2025年度の2年度とした。

全国の自治体、社協、専門職団体、地域福祉団体、支援団体などからの受講があり、インストラクター研修修了者には修了証を発行し、講師やインストラクターとしてのリストを公表している。インストラクターはそれぞれの現場や地域に戻り、ヤングケアラー・若者支援のための様々な活動に取り組んでいる。

2024年度（11～3月）の研修参加者は、A：入門コース19名、B：基礎コース47名、C：集合研修19名、延べ85名となった。

更にケアラー支援ツールとして、2023年度に「汎用版ケアラー手帳」を発行。多様

なケアラー当事者自身のための手帳とのコンセプトで作成し、セルフチェックや、「緊急引継ぎシート」のダイジェスト版などを収録している。「認知症版ケアラー手帳」と合わせ、自治体等からのカスタマイズ版の作成依頼も増えつつある。

また、ケアラー支援ツールとして、アセスメントシートについては、効果的で現場に導入しやすいフォーマットの作成が課題となっている。

2) 新型コロナ等非常時対策

コロナ禍は終わったわけではないが、5類に移行したことで社会的緊張は緩んできている。コロナ禍当時に作成した「ケアラーのバトン（緊急引継ぎシート）」は平常時や災害時でも必要なことからHPで、平常時用としても活用するよう広報してきている。

これらの取り組みを通して、ケアラーにとっては、あらためて緊急時だけでなく、平常時や災害時においても「ケアラー緊急時の支援や保護」は不可欠な体制であることが明らかになった。今後は、ケアラーの日常をサポートできる支援体制の整備に必要な施策の検討につなげていく必要がある。

災害時や非常時、ケアラーにとっての懸念やニーズは変わらないため感染率が高いウィルスなどの存在に警戒感を維持しつつ、ケアラーに必要な支援施策を点検していく必要がある。

事業—4. ヤングケアラープロジェクト活動

2024年度は、ヤングケアラーへの取組が国、各自治体の努力義務とされたことを踏まえ、スピーカーの育成や紹介コーディネート、若者ケアラーの支援施策の検討、学習プログラム・ツールの普及を行うことを軸にしながら、国・地方自治体の施策の対象となるヤングケアラーの範囲が狭められることがないよう、支援施策を発展させることを促進する活動に取り組んだ。

1) 調査

自治体がヤングケアラーの実態を把握し、支援することを促進するために、ヤングケアラー実態調査に関する情報を、Web上で提供した。(継続)

2) スピーカーズバンク

・スピーカー育成講座

開催日：9月22日（日）10:00～12:30 オンライン開催（Zoom）受講者：3名

9月22日（日）13:30～16:00 対面開催（@ビジネスセンター池袋駅前店）

受講生：7名

ヤングケアラーがどのような経験をしているかを語り伝えることのできるスピーカ

一の育成を実施した。今年度は講義部分をオンデマンドで行い、演習部分をオンライン及び対面にて行った。オンライン開催によって、遠隔地からの参加者を得ることができたと共に、対面では関東近辺からの参加を得ることができ、スピーカーの登録者は49名となった。

- ・スピーカー育成講座の受講者向けオンライン交流会

スピーカー登録者を対象に情報交換や近況報告などをする場として交流会を実施した。今年度は、これらの場として、後述の講演会「イギリスから学ぶヤングケアラー・ケアラー支援の現状と実践から学ぶ」とその後の懇親会をあてた。

開催日：12月7日（土）13:30～16:30 講演会「イギリスから学ぶヤングケアラー支援」参加者数：98名

12月7日（土）18:00～20:00 懇親会 参加者数：7名

- ・スピーカーの登録と紹介の取り組みの基盤整備

昨年度改訂した「スピーカー活動ガイドライン」（フォロー体制の明確化）を基に、スピーカー育成講座でスピーカー活動のオリエンテーションを行った。

3) モデル研修プログラムの開発

（埼玉県ヤングケアラーサポートクラス：委託）

- ・学校でのヤングケアラー支援のモデルとなるよう、教職員、保護者、生徒を対象とした研修プログラムを開発する。埼玉県内で実施する小中学校を中心としたヤングケアラー出前講座「埼玉県ヤングケアラーサポートクラス事業」の実施に協力をした。中学校9校、小学校7校の実施を行った。また、高校においては、「埼玉県自走式ヤングケアラーサポートクラス(高等学校)」として5件実施されて、必要に応じて有識者講師、当事者スピーカーの紹介を行った。

- ・自治体が実施するヤングケアラー支援研修に、講師やスピーカーの紹介やコーディネートを行った。24年度の実績は9件に上る。

4) 学習会、シンポジウム等

- ・ヤングケアラー支援にかかわる知識を得て、ヤングケアラー支援について検討を行っていくために、外部講師を招聘し講演会を実施した。

日時 2024年12月7日（土）13:30～16:30

テーマ「イギリスから学ぶヤングケアラー・ケアラー支援の現状と実践から学ぶ」

講師 ソール・ベッカー教授（マンチェスター・メトロポリタン大学副学長）、

サラ・ゴーウェン先生（シェフィールド・ヤングケアラーズ CEO）

受講者数：98名（定員200名、申込者115名）

- ・ヤングケアラー及びヤングケアラー支援についての社会的理解・認識を高めていくことを目的に、「誰もがケアをする時代 なぜ学校でヤングケアラーについて学ぶのか」

をテーマにシンポジウムを実施する。

開催日：2月23日（日）13:30～16:00 オンライン開催（参加費無料）

参加者：61名

5) 寸劇「ヤングケアラーの一日」の活用モデルの開発

・ヤングケアラーの啓発、研修ツールとして寸劇「ヤングケアラーの一日」の活用を促進するために、ワークショップを開催するとともに動画付きの実施ガイドラインの作成を行った。

開催日：2024年8月30日（日）10:00～16:00 於成蹊大学 参加者数：20名

実施ガイドライン（動画付き）公表：2025年3月末予定

6) ヤングケアラー支援施策の推進

・国のヤングケアラー支援施策が示されたことを受け、国・自治体の施策の対象となるヤングケアラーの範囲が狭められることがないように、国との話し合いの場を持った。

・各自治体のヤングケアラー支援施策が活発化する中、推進委員会・検討会に森田理事（東京都、山梨県）、田中理事（東京都、埼玉県）が委員として出席をした。

・若者ケアラーの生活課題の整理、検討会を実施した。

・子ども・若者育成支援推進法のヤングケアラーの定義を受け、本連盟としてヤングケアラーの定義の見直しの必要性について検討を行った。

7) 定例研究会・運営会議

定例研究会及び学習会を偶数月第2日曜日（年6回）に実施した。また、活動を円滑に行っていくために、運営会議を隔月（奇数月第1木曜）に実施した。

8) その他

・ピアサポート

Web上においてヤングケアラーのためのピアグループの紹介を行った。

・ヤングケアラーの社会的理解を促進するために、自治体やマスコミの実施するヤングケアラーについての広報や報道に協力した（ヤングケアラーのイラストの二次使用を含む）。

事業—5 ケアラー支援の必要性和政策実現を目的とした啓発・情報提供事業

1) シンポジウム・フォーラム等

2024年12月には「イギリスのヤングケアラー・ケアラー支援の現状と実践から学ぶ」とし、イギリスのソール・ベッカー教授を招いて東京講演を行った。（詳しくは、ヤングケアラープロジェクトの報告参照）。

2024年度のケアラー支援フォーラムは、2025年3月23日に「ケアラー支援政策提言拡大学習会」として、会員と関係者のみ対象とした学習会と意見交換を行った（参加者45名）。政策提言案は、基本的考え方を示すとともに、基本政策（法制化及び国家戦略）、具体的な政策・施策のメニュー）について提起した。

現在、10数本の法律や制度において、「家族支援」が謳われているが、多くは「良い介護者として」介護を頑張り続けるための支援であり、個別法や個別制度として支援対象には限界がある。多世代の多様なケアラーのため、まず共通の支援課題について鮮明にし、すべてのケアラーを対象とした「基本法」の制定をめざすこと。共通の支援政策・施策の支援メニューについて、可視化し整理することを目的とした。

この後、さらに精査し、まとめあげていく。

2) ニュースの定期発行と編集の充実

2025年3月までに、No.25、No.26、No.27を発行した。年度内3号までの定例発行体制が整ってきている。ホームページにも、出来るだけタイムラグをつくらず掲載する体制もできてきている。ニュースは、当連盟としての取り組みや問題提起、政策動向など、啓発・情報提供ツールとして、引き続き充実を図っていく必要がある。

3) 社会的キャンペーンの展開

HPの改定により、見やすく検索しやすいコンテンツに変更したことにより、連盟HPへのアクセスの利便性が高まった。また、Facebookでの情報発信の定着が図られ、専門の担当者による、リアルタイムの情報発信が実施できている。

ニュースや政策パンフレット発行等による情報提供や問題提起とともに、講師紹介やメディアへの情報提供、各種問い合わせへの対応など、ケアラー・ヤングケアラー支援に取り組む個人や団体へのサポートや貢献に努めている。社会貢献として丁寧に対応することで依頼自治体や各種団体等とのネットワークやパイプ作りも進んでいる。日本ケアラー連盟自体の存在が、日本におけるケアラー・ヤングケアラー問題の象徴として、社会的に評価されている。

ケアラー・ヤングケアラーイラストについては、象徴的な可視化ツールとして依然利用希望や照会が多く、社会的キャンペーン効果において大きな役割を果たしている。

事業—6. 国内の多様な団体との横断的ネットワーク

京都での条例制定の取り組みをこの分野での好事例として取り上げる。

京都市のケアラー支援条例が2024年11月6日に成立、11日の介護の日に施行された。京都にケアラー支援条例をつくらうとケラー当事者や支援者に呼び掛けて出帆したのは、2022年4月。3ヵ年という期間限定で、京都に拠点をおく認知症や障害児者、ひきこもり、不登校、男性など19分野のケアラー当事者・支援者団体のトップリーダー

ー25 人を共同代表とする京都では初めてのケアラーの分野横断のネットワークだった。毎月の世話人会や隔月の市民公開学習会等を開催して、ネットワークに結集したメンバー間の相互の理解を深めながら、京都での条例制定の世論喚起に努めてきた。

ネットワークの輪は議会にも広がり、特に京都市会では幾人かの議員が本会議や専門委員会でケアラー支援の意義を主張し、条例制定の可能性を追求してきた。そして、ネットワーク発足から2年後の2024年4月、京都市会が、理事者が動かないのであれば、ケアラー当事者の運動もある事を踏まえて、「全議員の共同提案」により9月議会に提案・可決を目指す、と宣言したのである。京都のネットワークは即座に「市会の英断」と歓迎の意を表明した。

こうして制定・施行された京都市のケアラー支援条例、大事なことは条例の制定プロセスのダイナミズムである。何といても、「全議員の共同提案」による条例化の原動力となったのは、“京都の分野横断のケアラーネットワークの拡がり”であったといえよう。当事者と議会との緊張感ある協働と連携の基盤となったネットワークの意義はしっかりと確認しておきたい。条例はできたが、まだ第1歩に過ぎず、本当に条例ができてよかった、と実感できるような実効性ある条例に育てていくためにも当事者・支援者・市民のネットワークをさらに拡げよう、と京都のネットワークは決意を新たにしている。」

組織としては、今後このような多様な分野横断のケアラーネットワークの形成プロセスをモデルから学びながら、各地にどう拡げていくかが今後の課題といえよう。

事業ー7. 国際ネットワークの取り組み

1) IACO関係

2024年度にはIACO総会や会議は開催されなかった。APEC Embracing Carers Expert Advisory Groupに山口理事が委員としてワークショップに参加し、医療領域におけるケアラーの役割についてAPEC会議で報告するための対応がなされた。ヤングケアラープロジェクトの取組として、2024年12月にイギリスからケアラー支援の開拓者である二人の講師を招き、講演会を実施した。

2) 英語版HP

英語版HPについては、検討がなされていない。

Ⅲ. 組織運営

組織運営ー1. 組織運営

1) 会員

2025年4月1日現在、正会員111名（うち理事・監事17名）、応援会員71名（うち団体会員10団体）。計182名（うち10団体）となっている。会員数はやや伸び悩んでおり、団体応援会員は増えている。

会員が全国に分散していることや、会員参加型の取り組みがイベントなど以外なかなか実施出来ないため、会員の活動への参加・貢献実感が高まるよう活動と運営の工夫が求められている。コロナ禍以来、総会、フォーラムやセミナーなど、リモート形式となったため、総会やイベントへの全国からの参加・参画は可能となってきた。以前よりは参加・参画の可能性が拡大しているが、地域での活動推進支援、成果物の共有など、各地域での取り組みに各種情報やツールを還元・共有していく工夫が課題となっている。

2) 第1回理事会

第1回理事会は、2024年6月30日（日）に、リモートにて開催した。

3) 定時総会

定時総会は、2024年6月30日（日）に、リモートにて開催した。リモート開催により、社員の参加保障を実現することはできている。2024年度には、健康上の理由で1名の役員が退任した。

3) 第2回理事会

2025年2月24日（月）に、リモートにて開催した。

4) 運営委員会

2021年度より運営委員会は隔月開催とし、事務局会議と運営委員会の機能を分離し、運営の効率化をはかってきている。2024年度は12月までに4回開催した。

運営委員会は、現在リモート会議となっているため、全国の理事の出席が可能となっており、できる限り地域の情報や、政策、方針に係る議論に時間を割くこととした。実務・事務にかかる調整や協議は、随時首都圏在住理事及び事務局スタッフで事務局会議を開催し運営委員会を補完していくものとしているが、定期開催に至っていない。

5) 事務局体制

2024年度は引き続き、日本ケアラー連盟に対する社会的な期待が大きく、問合せや照会、各種依頼など、業務が煩雑となってきている。事務局複数体制と専門スタッフに業務を分担することにより、安定的に維持できている。

定例的に事務局会議を開催し、効率的な実務運営と運営方針の共有に向け、協議・

打ち合わせをしながら進めることとしているが、業務繁忙のため、事務局会議の定例化はできていない。担当理事が事務局スタッフと協議しながら進めているのが現状。

6) デジタル環境の整備と広報体制の確立

HPの抜本的な改修・拡充、より見やすく検索しやすいHPが、2023年度4月より公開されている。ICT環境については専門の技術サポーターにより、管理・メンテナンスされており、タイムリーな編集も可能となっている。

Facebookについても、専任の担当者がタイムリーな情報発信に取り組み、迅速かつ定期的な更新も定着し、アクセス数も増加している。

7) DM等名簿管理

会員管理や、各種広報のため、名簿のメンテナンスはリアルタイムで求められる。事務局担当者による、メンテナンスが順調に行われている。

組織運営—2. 財政運営

2024年度計上収益は、会費収入、事業収入、受取助成金・補助金収入（麒麟福祉財団計画助成、連合愛のキャンパ中央助成）、寄付金収入からなっている。連合愛のキャンパ中央助成は「ヤングケアラースピーカーズバンク事業」に、麒麟福祉財団計画助成は、ケアラー支援法制化・ロビー活動推進事業及び啓発・情報提供事業に充当している。

2024年度の寄付金は約230万円と、残念ながら前年（760万円）に達するような大口寄付を受けることができなかったが、継続的に寄付を募ってくれている会社もあり、ありがたい資金源である。DVDや研修事業については、収益が予測を下回っている。安定財源確保のためのあらたな収益事業の開発や寄付募集のアピールが必要である。常時経営計画を立てる専任の人材を確保も引き続き求められる